

「基準該当身体障害者デイサービス(生活介護)」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 孺恋村社会福祉協議会
所在地	群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 1110-1
電話番号	0 2 7 9 - 9 6 - 1 6 1 1
代表者氏名	会 長 干川 博志
設立年月	平成3年1月4日

2. 事業所の概要

サービスの種類	基準該当身体障害者デイサービス
事業の目的	身体障害者デイサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、デイサービスを提供します。
事業所の名称	社会福祉法人孺恋村社会福祉協議会
事業所の所在地	群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 1 1 1 0 - 1
電話番号	0 2 7 9 - 9 6 - 1 6 2 8
管理者氏名	中村彰彦
サービス提供地域	孺恋村全域
サービス提供日時間	月曜日～土曜日（但し、12月29日～1月3日までを除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
事業所の運営方針	事業所の従業員は、心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るための援助を行う。
事業所が行なっている他の業務	指定通所介護（介護保険）平成12年1月4日指定

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に支障のない限りにおいて他の業務と兼務することが出来ます。
- (2) 生活相談員は、計画の作成、ご利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行います。
- (3) 看護職員・機能訓練指導員は、主治医及び協力医療機関と連携し、ご利用者の身体情報を収集し、ご利用者の健康状態の観察及び看護・機能訓練業務を行います。
- (4) 介護職員は、ご利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

(5) 調理職員は、ご利用者の食事提供に伴う献立、調理を行います。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

サービスについては、受給者証に記載された内容のサービスに限定されます。

サービス利用料金については下記の通りで、区分やサービスにより利用料金が異なりますが、概ね1割の負担となります。

< サービスの概要 >

(1) 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養やご利用者様の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(2) 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも浴室専用車椅子を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

- ・ご利用者様の排泄の介助を行います。

(4) 機能訓練及びレクリエーション

- ・ご利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練及びレクリエーションを実施します。

(5) 健康管理

- ・必要に応じて、看護職員が健康管理を行います。

< サービス利用料金（1回あたり） >

別紙①の料金表によって、ご利用者様に応じたサービス利用料金から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の地域生活支援事業における孺恋村との契約金額からの給付費額を除いた金額（自己負担分概ね1割）をお支払い下さい。

< 加算料金（1月あたり） >

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数に対し6.7%上乘せされます。

< 給付対象とならないサービス >

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

- (1) 事業にかかる食費に係る経費については、昼食代680円、おやつ代120円を徴収します。
- (2) 事業にかかるオムツ代については、紙オムツ1枚70円、はく紙パンツ1枚70円、尿取りパット1枚20円を持参枚数不足時のみ徴収します。
- (3) 日常生活活動材料費用（教養娯楽費）
ご利用者様の希望により教養娯楽として日常生活に必要な費用です。
手工芸等にかかる材料費 品代（実費）
- (4) 日常生活上必要となる身の回り品費用（日用品）

ご利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要な費用です。品代（実費）

(5) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

< 利用料金のお支払い方法 >

利用料金・費用は、1カ月ごとに計算し、請求書を送付致しますので、翌月25日までにお支払い下さい。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

5. 利用の中止、変更、その他

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、身体障害者デイサービスの利用ができない場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額
利用予定日の当日までに申し出がなかった場合	全額（10割）

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用様に提示して協議します。
- (4) 「受給者証の確認」として、住所・利用者負担上限月額・支給量等に変更が生じ、受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに本事業所従事者にお知らせ下さい。また、本事業所従事者より受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示下さいますようお願い申し上げます。
- (5) サービス利用にあたっての留意事項
 - ① ご利用者様又はそのご家族様は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
 - ② 事業所内への食物等の持ち込みは、ご遠慮ください。
 - ③ 従業者に対する贈物や飲食の提供は、お受けできません。

6. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は、ご利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果につい

て従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針の整備を図ります。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。
- (5) 成年後見制度の利用支援
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) その他、ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止のための必要な措置

社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとします。

事業所は、サービス提供中に、当該従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとします。

7. 事故発生や緊急時における対応方法

- (1) 従業者は、基準該当身体障害者サービス提供を実施中にご利用者様の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講ずるとともに、ご家族にもご連絡します。
そのため、初回アセスメント時に、緊急連絡先等について確認させていただきますが、変更が生じた時には、遅滞無くお教えいただきますようお願い致します。
- (2) 緊急事態の対応について職員は管理者に報告し、必要に応じて市町村及び県に報告します。

8. 個人情報を用いる場合の同意

当事業者が、サービスを提供する上で、サービス担当者会議において、ご利用者またはそのご家族様の個人情報を用いることへの同意をお願いいたします。

9. 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持します。
- (2) 従事者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者の雇用契約において規定しています。

10. 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火器・消防等について責任者を定め、利用者の避難誘導等、安全確保に十分な対応を行なうものとします。
- (2) 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行なうものとします。

- (3) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

11. 身体拘束の原則禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

12. 個人情報の保護

- (1) ご利用者又はそのご家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得たご利用様又はそのご家族様の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者様又はそのご家族様の同意を得るものとします。

13. 衛生管理等

事業所は、サービス提供に使用する用具・備品を清潔に保持し、定期的に消毒す等、常に衛生管理に十分留意するものとします。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次げる措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や災害対策の発生時において、ご利用者様に対する基準該当障害者サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を行うものとします。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 地域との連携

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとします。

16. 苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

苦情解決責任者	黒岩 達哉
苦情解決担当者	横沢 征
電話番号	0279-96-1611
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員

- ・ 竹渕 信江 電話 0279-97-2455
- ・ 下谷 博子 電話 0279-97-2694

行政機関その他苦情受付機関

嬭恋村役場 健康福祉課	所在地	嬭恋村大字大前110
	電話番号	0279-96-0512
	受付時間	8:30～17:15
群馬県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内
	電話番号	027-255-6669
	受付時間	9:00～17:00

基準該当身体障害者デイサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前1110-1
 名称 社会福祉法人嬭恋村社会福祉協議会
 代表者 会長 干川 博志 印

説明者名

所属 社会福祉法人嬭恋村社会福祉協議会
 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、 基準該当身体障害デイサービスの提供開始に同意しました。また、私（利用者）、及びそのご家族様の個人情報については、社会福祉法人孺恋村社会福祉協議会の「個人情報の利用目的」に沿い、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び相談支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) ご利用者様が自らの意思によって施設等に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 使用する業者の範囲

ご利用者様が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのない細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

令和 年 月 日

ご利用者様

住 所 吾妻郡孺恋村大字 氏名 印

ご家族様 (本人との関係)

住 所 吾妻郡孺恋村大字 氏名 印